

島根大学汽水域研究センター中海分室利用要項

(平成 16 年 5 月 17 日 汽水域研究センター長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、島根大学汽水域研究センター規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、中海分

室（以下「分室」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第 2 条 分室を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学職員及び学生で、汽水域に係る実験及び研究を目的として利用する者
- 二 島根大学汽水域研究センターの客員研究員及び協力研究員に関する規則第 2 条及び第 3 条に規定する客員研究員及び協力研究員
- 三 その他汽水域研究センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

(利用手続等)

第 3 条 分室を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ汽水域研究セ

ンター専任教員（以下「専任教員」という。）に利用の目的、内容、期間及び使用機材を申

し出して指示を待たなければならない。使用可能機材については、別途定める。

2 申請者は、専任教員から分室の利用が可能である旨の指示を受けたときは、利用しよう

とする日の 1 週間前までに所定の利用許可願をセンター長に提出し、その許可を受けなければ

ならない。

3 前項の規定による許可は、利用許可書を交付することによって行うものとする。

(利用許可書の提示)

第 4 条 分室の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は利用許可書を専任教員に提

示し、その指示を受けるものとする。

(利用料等)

第 5 条 利用者（第 2 条第 1 号に掲げる者及び第 2 号に掲げる客員研究員を除く。）は、別表に定める利用料を納めなければならない。

2 利用者は、宿泊をする場合別表に定める宿泊雑費を負担しなければならない。

3 既納の利用料等は原則として返還しない。ただし、本学の都合により利用を取り消し又は

利用を中止させた場合はこの限りでない。

(船舶の利用)

第 6 条 船舶の利用者は、別に定める船舶利用心得を遵守しなければならない。

2 船舶の利用者は、出港前に出港時刻、乗船人員、帰港予定時刻及び連絡方法などを分室の

所定の場所に掲示しなければならない。

3 船舶の利用者は、帰港後、速やかに船舶利用報告書をセンター長に提出しなければならない

い。

(利用者の弁償責任)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設及び設備を汚損し、き損し又は滅失した

ときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。

(要項等の遵守)

第8条 利用者は、別に定める利用心得を遵守しなければならない。

2 センター長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- 一 利用心得を遵守しないとき。
- 二 専任教員の指示に従わないとき。
- 三 分室の運営に重大な支障を生じさせたとき。

2 利用許可の取消によって生じる利用者の損害に対しては、センター長はその責を負わない

ものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、分室の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定

める。

附 則

この要項は、平成16年5月17日から実施する。

別表(第5条関係)

区 分	利用金額	備 考
中海分室利用料	1日 200円	
宿泊雑費	1宿泊期間 600円	